



# 宮 崎 県 公 報

平成26年 9 月16日（火曜日） 第 2625 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 37,200 円

## 目 次

### 規 則

○専門委員等の報酬及び費用弁償の額を定める規則の一部を改正する規則……………（人事課） 1

### 告 示

- 生活保護法に基づく医療機関の指定……………（国保・援護課） 1
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出（ “ ” ） 1
- 生活保護法に基づく介護機関（居宅介護事業所）の指定……………（ “ ” ） 2
- 生活保護法に基づく指定介護機関（居宅介護事業所）の所在地の変更……………（ “ ” ） 2
- 生活保護法に基づく指定介護機関（居宅介護支

頁

- 援事業所）の所在地の変更……………（国保・援護課） 2
- 生活保護法に基づく指定介護機関（居宅介護事業所）の廃止……………（ “ ” ） 2
- 民有林の保安林の指定予定（2件）……………（自然環境課） 2
- 漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定の一部改正……………（水産政策課） 3

### 公 告

○落札者等の公告…………… 3

### 選挙管理委員会告示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 4
- 選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 4

## 規 則

専門委員等の報酬及び費用弁償の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 9 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第43号

#### 専門委員等の報酬及び費用弁償の額を定める規則の一部を改正する規則

専門委員等の報酬及び費用弁償の額を定める規則（昭和31年宮崎県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																
<p>専門委員等の報酬の額は、次のとおりとし、費用弁償の額は、一般職の職員の例により計算した旅費に相当する額とする。</p> <p>報酬の額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職 名</th> <th>報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>母子自立支援員</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職 名	報酬の額	[略]		母子自立支援員	[略]	[略]		<p>専門委員等の報酬の額は、次のとおりとし、費用弁償の額は、一般職の職員の例により計算した旅費に相当する額とする。</p> <p>報酬の額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職 名</th> <th>報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>母子・父子自立支援員</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職 名	報酬の額	[略]		母子・父子自立支援員	[略]	[略]	
職 名	報酬の額																
[略]																	
母子自立支援員	[略]																
[略]																	
職 名	報酬の額																
[略]																	
母子・父子自立支援員	[略]																
[略]																	

### 附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 告 示

### 宮崎県告示第 504号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年 9 月16日

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人友愛会 野尻中央病院	小林市野尻町東麓1176	平成26年 8 月27日

### 宮崎県告示第 505号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（

平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成 26 年 9 月 16 日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人友愛会 野尻中央病院	小林市野尻町東麓1170	平成26年8月26日

**宮崎県告示第 506号**

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 26 年 9 月 16 日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
合同会社まごころ	西都市大字三納 10046 番地 1	デイサービスセンターまごころ	西都市大字鹿野田6138-1 番地	平成26年6月27日
有限会社星辰	小林市堤30-6	保険調剤薬局つつみ	小林市堤30-6	平成26年5月7日

**宮崎県告示第 507号**

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成 26 年 9 月 16 日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地
合同会社 ケアサポート絆	都城市久保原町 3 街区14-1 号	デイサービスセンターはづき	都城市久保原町 3 街区14-1 号

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
都城市久保原町 3 街区14-1 号	都城市下長飯町1751 番地36	平成26年9月1日

**宮崎県告示第 508号**

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成 26 年 9 月 16 日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護支援事業所）

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地
合同会社 栄	都城市志比田町48 16番地 1	居宅介護支援事業所 栄	都城市志比田町48 16番地 5

2 届出事項

居宅介護支援事業所の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
都城市志比田町4816 番地 5	都城市志比田町4816 番地 1	平成26年7月14日

**宮崎県告示第 509号**

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成 26 年 9 月 16 日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社 星辰	小林市堤30-06-14	保険調剤薬局つつみ	小林市堤30-06-14	平成26年5月6日

**宮崎県告示第 510号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により

、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成26年9月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字ヲシカ谷5802、5824-1、字合嶋5841-1、字竹ノ迫5862-1、5862-5
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
    - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 511号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により

、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成26年9月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡門川町大字加草字本山3765-1
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
    - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 512号

漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定（平成14年宮崎県告示第 427号）の一部を次のように改正し、公表の日から適用する。

なお、同日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例による。

平成26年9月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
加入区 の名称	区 域	区 分	加入区 の名称	区 域	区 分
[略]			[略]		
串間市 第二加 入区	[略]	1 [略] 2 <u>小型あまだいはえ縄等漁業（ 総トン数10トン未満の漁船によ り、主として底はえ縄を使用し てあまだいをとることを目的と する漁業をいう。）</u> 3・4 [略] 5 1及び2に掲げる漁業以外の 小型漁船漁業	串間市 第二加 入区	[略]	1 [略]   2・3 [略] 4 <u>小型漁船漁業であって1に掲 げる漁業以外のもの</u>

公 告

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成26年9月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
液体クロマトグラフ質量分析装置 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号

- 3 落札者を決定した日  
平成26年9月2日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社山口商会 宮崎営業所 宮崎市大字芳土字平田 816番地1号
- 5 落札金額  
67,716,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日  
平成26年7月14日

## 選挙管理委員会告示

## 宮崎県選挙管理委員会告示第54号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成26年9月2日現在次のとおりである。

平成26年9月16日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

選挙権を有する者の総数の50分の1の数	18,453人
選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	215,331人

## 宮崎県選挙管理委員会告示第55号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成26年9月2日現在次のとおりである。

平成26年9月16日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

宮崎市選挙区	108,447人
都城市選挙区	45,628人
延岡市選挙区	35,284人
日南市選挙区	15,753人
小林市（西諸県郡高原町の区域を含む。）選挙区	16,029人
日向市選挙区	17,058人
串間市選挙区	5,659人
西都市（児湯郡西米良村の区域を含む。）選挙区	9,209人
えびの市選挙区	5,934人
北諸県郡選挙区	6,704人
東諸県郡選挙区	7,777人
児湯郡（西米良村の区域を除く。）選挙区	19,678人
東臼杵郡選挙区	8,267人
西臼杵郡選挙区	6,126人